

(案)

新開発食品調査部会における指定成分等の審議の公開について

「薬事・食品衛生審議会の公開について（平成13年1月総会決議：平成21年1月一部改正）」に基づき、改正食品衛生法第8条に定める指定成分等の審議の公開については、以下のとおり取り扱うこととしてはどうか。

1. 審議会の活動状況の公開について

新開発食品調査部会の開催日時、開催場所等については公開する。

2. 会議の公開について

指定成分等の審議は、同成分等の健康影響や過去の健康被害事例等を踏まえて行われるため、過去に発生した個別の製品に基づく健康被害事例情報を取り扱うこととなる。今後導入される適正製造規範（GMP）の下、適切な管理が行われれば製造・販売が可能となる。個別製品名や製造者名が審議会の場で発言・公表された場合、当該製造者が不当な不利益を被るおそれがある。このため、「薬事・食品衛生審議会の公開について」2の（2）に基づき、指定成分等の審議は非公開とする。

<参考：「薬事・食品衛生審議会の公開について」2（会議の公開について）>

（1）総会は原則として公開する。ただし、公開することにより、委員の自由な発言が制限され公正かつ中立な審議に著しい支障をおよぼすおそれがある場合、又は、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合については、非公開とする。

（2）薬事分科会、食品衛生分科会及び各部会においても（1）と同様とする。

3. 議事録等の公開について

上記2に基づき、個別製品名や製造者名等、特定の者に不当な不利益をもたらすおそれがある部分を除き、公開する。

4. 提出資料の公開について

提出資料については、原則として公開する。ただし、上記2に基づき、個別製品名や製造者名等、特定の者に不当な不利益をもたらすおそれがある部分は、非公開とする。

5. その他

その他審議会の公開に関し必要な事項については、部会長が定めるものとする。